

素形材産業の適正取引の推進と生産性・付加価値向上に 向けた自主行動計画

令和8年3月25日 最終改訂

一般社団法人日本金型工業会
一般社団法人日本金属熱処理工業会
一般社団法人日本金属プレス工業協会
一般社団法人日本工業炉協会
一般社団法人日本ダイカスト協会
一般社団法人日本鍛圧機械工業会
一般社団法人日本鍛造協会
一般社団法人日本鑄造協会
一般社団法人日本鑄鍛鋼会
一般社団法人日本バルブ工業会
日本粉末冶金工業会

素形材産業の適正取引の推進と生産性・付加価値向上に

に向けた自主行動計画

我が国の素形材産業は、ものづくりの基盤を支える重要な産業であるが、その大部分が中小企業であり、取引上の立場も弱い。従来は、取引先（需要家、巨大な自動車・産業機械・情報通信機器製造事業者及びこれらの部品、コンポーネント製造事業者）との長期的な取引慣行に基づく系列取引が一般的であったが、国内需要の減少と取引先企業のグローバル調達が進展する中で、系列取引は徐々に崩れ、取引先企業と素形材企業との取引上の問題が顕在化するようになった。一方で、これら企業の取引先の中心となる大企業は、経営層やコンプライアンス部門は適正取引の知見や関心はあるものの、素形材企業と取引を行う部門によっては、「製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律」（以下、取適法という）などの趣旨が徹底されていない場合が多い。

経済産業省では、中小企業の多い素形材企業と取引先企業との適正な取引を確保し、我が国素形材企業の健全な発展と競争力の強化を目指すため、適正取引に係るガイドラインを策定し、素形材企業及び取引先企業において普及・啓発することとし、平成 19 年 6 月の「素形材産業取引ガイドライン（素形材産業における適正取引等の推進のためのガイドライン）」をはじめとして、「自動車産業適正取引ガイドライン」、「産業機械・航空機等における受託適正取引等の推進のためのガイドライン」、「情報通信機器産業における下請適正取引等の推進のためのガイドライン」等を策定してきた。

「素形材産業取引ガイドライン」をはじめとする適正取引に係るガイドラインは、我が国ものづくりサプライチェーンの体質強化へ向けて、エネルギー価格の高騰、消費税の引上げ等、経済環境の変化に合わせて改訂され、取引当事者の間で活用されてきた。

しかし、その後のフォローアップ調査においては、価格決定方法の適正化、コスト負担の適正化、支払条件の改善等の面で、サプライチェーンの川上に位置する素形材企業の多くが不利な立場に置かれていることが判明している。

そうした中で、経済産業大臣は平成 28 年に「未来志向型の取引慣行に向けて」を発表し、公正な取引環境の実現、「適正取引」や「付加価値向上」につながる望ましい取引慣行等の普及・定着、サプライチェーン全体にわたる取引環境の改善や賃上げできる環境の整備を基本方針として、3つの重点課題「価格決定方法の

適正化」、「コスト負担の適正化」、「支払条件の改善」に取り組むこととし、令和元年には重点課題に「知的財産・ノウハウの保護」、「働き方改革に伴うしわ寄せ防止」の2点を追加した。政府ではこれらの課題への対応を進めており、「下請代金支払遅延等防止法に関する運用基準」の改正、「下請中小企業振興法に基づく振興基準」の改正、「下請代金の支払手段に関する通達」の発出・改正等が実施された。

令和5年12月に成長型経済への移行を見据え企業の賃上げ原資の確保を促進するための「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」が公表された。令和7年5月には、「下請代金支払遅延等防止法及び下請中小企業振興法の一部を改正する法律」が成立し、規制内容及び規制対象の追加等の改正が行われた。

令和8年1月、下請法・下請振興法改正法が施行され、それぞれ「製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律（取適法）」、「受託中小企業振興法」となった。

現行法における資本金に基づく適用基準（委託3億円超、中小受託3億円以下）に加えて、上記の改正において、取適法の適用対象に「常時使用する従業員の数」に基づく基準が追加され、製造委託等については常用従業員が300人を超える事業者であって、常用従業員が300人以下の事業者が発注する場合も本法が適用されることとなった（役務提供委託等については常用従業員が100人を超える事業者であって、常用従業員が100人以下の事業者が発注する場合）。

また、取適法の規定に基づき、発荷主が運送事業者に対して物品の運送を委託する取引を、本自主行動計画の対象取引とした。

政府では、自動車産業ほか適正取引に係るガイドライン策定業種においては、法令改正等を踏まえて、所要のガイドライン改訂を行っている。それを受けて、産業界では、ガイドラインの更なる浸透・定着を図ること等を目的として、取引適正化の推進等に向けた各種の「自主行動計画」を取りまとめている。

素形材産業においても、素形材産業取引ガイドラインで掲げられた項目について、自主的な取組へと実践させていくための諸課題や対応等を整理し、素形材産業における「適正取引の推進と生産性・付加価値向上に向けた自主行動計画」を取りまとめた。また、定期的なフォローアップ調査の結果を踏まえ、改訂を行っている。

I. 重点課題に対する取組

委託事業者との間の取組については、当然のごとく中小受託事業者との間についても同様に取り組むものとする。特に、以下の点はサプライチェーンの上流から下流まで一貫して取組を実施しなければ改善が進展しない課題であり、中小受託事業者との取引についても、サプライチェーンの中間で取組の連鎖を断ち切ることのないよう十分に留意して取り組むものとする。

- ・政府の実施する価格交渉促進月間も活用し、労務費、原材料費、エネルギー価格（電気・ガス等の燃料費）、修繕費、物流費等の上昇分について、委託事業者に対して必要な価格交渉を行うとともに、中小受託事業者から価格交渉を求められた場合には、協議に遅滞なく応じること。
- ・令和8年1月施行の取適法において、協議に応じない一方的な代金決定の禁止が規定された（取適法第5条第2項第4号関係）ことを踏まえ、中小受託事業者と十分な協議を行うこと。
- ・取引先から部品の廃番通知等を受領した場合には、これに関連する自社の発注についても、中小受託事業者に対して廃番通知等を行うなど、中小受託事業者における型の廃棄・返却・保管に資する情報を提供すること。
- ・支払方法の改善は、単一の企業又は業界で取り組むものではなく、サプライチェーン全体で取組を進めることが重要であることに留意し、異業種間取引や取適法対象外取引においても支払いはできる限り現金によるものとする。
- ・手形払の禁止や、現金及び手形以外（電子記録債権及びファクタリング）の支払手段で支払期日までに現金化が困難なもの禁止が規定された（取適法第5条第1項第2号関係）ため、同規定を遵守すること。なお、支払期日とは、検収の有無にかかわらず、委託事業者が給付を受領した日から60日以内^(注)（以下同じ）である（取適法第3条）。

（注）公正取引委員会では、下請法の運用に当たって「受領後60日以内」の規定を「受領後2か月以内」として運用しており、大の月（31日）も小の月（30日）も同じく1か月として運用している（公正取引委員会ホームページ）。

https://www.jftc.go.jp/regional_office/chubu/chubu_tidbits/no002.html

- ・振込手数料、電子記録債券等の発行手数料等の手数料は、委託事業者の負担とする（運用基準第4-2（5）、同第4-3（1））。
- ・建設、大型輸送用機器の製造その他における見積り及び発注から納品までの期間が長期にわたる取引においては、受託中小企業振興法に基づく振興基準を踏まえ、同法に定める委託事業者該当する場合にあっては、前払比率や期中払い比率をできる限り高めるよう努めること。（例：公共工事においては、請負代金の4割以内で前金払を、2割以内で中間前金払を行っている。）

1. 価格決定方法の改善・適正化

需要業界の、サプライチェーンの一員として、競争力の維持・強化に向けて、不断の原価低減努力を重ねることは必要不可欠である。一方で、素形材業界は、中小企業が多く、その持続的な事業継続・発展を行うためにも、一定の利益率を確保することは重要課題である。

こうした点を意識しつつ、取引価格決定に当たっては、運用基準の強化、振興基準改正を踏まえ、取引数量、納期、品質等の条件や材料費の変動等を考慮し、取引先（素形材の需要家及中小受託事業者（以下同じ。））の理解を得ながら十分に協議を行っていく。

（実施事項）

以下の点が取引価格の適正化の観点では重要であり、取引先業界においても自主行動計画が定められている場合にはその中で実施すべき事項として、原則、記載されているものであることを意識しつつ、改善が必要な場合には協議を行い、取引先との取引価格の改善に努めていく。

- ・原価低減要請に際し、その根拠が明確にあること。
- ・原価低減要請が、
 - ①文書や記録に残さない
 - ②口頭で数値目標を提示するのみ
 - ③原価低減の根拠やアイデアを丸投げしている
 - ④当該要請に応じることが発注の前提となっているなど、振興基準に記載された望ましくない事例に該当していないこと。
- ・原価低減活動の効果を取引価格に反映する際、中小受託事業者の寄与度を踏まえて価格決定されていること。なお、中小受託事業者の努力によるコスト削減効果を一方的に取引価格へ反映することは、振興基準に記載された望ましくない事例であり、それぞれの企業の立場において厳に行われぬよう働きかけを行っていく。
- ・取引先の貢献がある場合に、その寄与度も踏まえて取引価格が決定されていること。
- ・労務費について、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」（令和5年11月29日 内閣官房新しい資本主義実現本部事務局・公正取引委員会（以下「労務費の指針」という。））に掲げられている「事業者が採るべき行動／求められる行動」を適切にとった上で、取引対価を決定すること。その際、労務費の指針別添「価格交渉の申込み様式」の活用も併せ、労務費の上昇分を適切に転嫁できるよう十分に協議すること。特に、人手不足、短納期、物流等に起因する労務費上昇及び最低賃金の引上げがあれば、その影響が加味されていること。
- ・協議に応じない一方的な代金決定の禁止が規定された（取適法第5条第2項第4

号関係) ことを踏まえ、取引先と十分な協議を行うこと。

- 物流費について、荷主の立場で、荷主及び物流事業者双方にとって適正な運賃水準となるよう協議を行うこと。
- その他材料費の大幅な変動等、経済情勢に大きな変化が生じた際に、十分な協議が行われ、取引対価の見直しの検討がなされていること。特に原材料費やエネルギーコストの高騰があった場合には、適切なコスト増加分の全額転嫁に向けて十分に協議すること。
- 取引対価の決定の際、知的財産権の帰属及び二次利用に対する対価等についても十分に考慮されること。
- 量産品と補給品は、時間的・技術的見地から、価格決定要因が根本的に異なるものであるため、補給品の価格決定に当たっては経済社会環境要因、生産条件要因、当事者要因を十分に踏まえて、見積条件の変更という立場で決定されていること。

2. 型等管理等のコスト負担の改善

製造に際して使用する、金型、木型、治具など（金型、木型、その他の型、治具、その他特殊な工具（以下、「型等」という））の保管管理費用は、経営上大きな負担になっている。運用基準、振興基準を踏まえるとともに、令和元年12月に発表された型取引の適正化推進協議会報告書で示された型取引の基本的な考え方にに基づき、保管・返却・破棄等の費用負担や保管期間、その手続における型等管理・適正化の取組の改善に向けて、積極的に取引先と協議を行っていく。

その際、簿価管理（償却資産）の観点から、型等の所有権等の明確化・文書化を図っていく。

（実施事項）

以下の点が型等管理等のコスト負担の適正化に必要であり、取引先業界においても自主行動計画が定められている場合にはその中で実施すべき事項として、原則、記載されているものであることを意識しつつ、改善が必要な場合には協議を行い、型等の保管費用や型管理の負担のあり方等について改善に努めていく。

また、型等の廃棄・返却・保管を適切に進めるため、型等管理台帳を整備して管理対象を明確化するとともに、不要な型等の廃棄や、社内における型等管理に関するルールの特文化等の取組を進めていく。

- 取引先と協議の上、型等の所有権の所在、量産期間、型代金又は型等製作相当費に関する事項（支払方法、支払期日等）、型等の保守・メンテナンス、更新、廃棄等の取扱い及び費用の内容について、取決め事項の書面化を行うこと。これらの事項を事前に定められない場合には、定期的な協議の場を持つこと。

- ・取引先と協議の上、支払方法及び具体的に特定できる支払期日を事前に協議して定めること。
- ・取引先からの製品の廃番通知等の情報共有が徹底されていること。保管する型等と製品の関連付けを整理し型等管理台帳の整備や保管場所の整理を行うこと。
- ・型等取引の適正化推進協議会報告書で示された「型等の廃棄・返却、保管費用項目の目安」（以下「目安」という。）を踏まえ、量産期間から補給期間への移行を明確化し、当事者間の共通認識を形成すること。量産期間への移行を明確化できない場合には、型等の廃棄・保管に関する定期的な協議・連絡を行うこと。
- ・旧型の補給部品や補修用の部品等については、出荷量が少なくなった場合における委託事業者の一括生産・買い取り／再生産等の制度・運用ルールについて整備されており、それが共有されていること。
- ・型保管費用については、委託事業者の事情により保管が求められている場合、必要な費用は委託事業者が負担することとされており、取適法運用基準に記載されている「型・治具の無償保管要請」が行われていないこと。

3. 支払条件の改善

委託事業者との取引においては、取引価格のみならず、支払方法も事業活動に大きな影響を受けるものと考えられる。運用基準、振興基準や下請代金の支払手段に関する通達等を踏まえ、委託事業者と十分に協議し、中小受託事業者の資金繰りに配慮したものに改善していく。

(実施事項)

以下の点が支払条件の改善の観点では重要であり、取引先業界においても自主行動計画が定められている場合にはその中で実施すべき事項として、原則、記載されているものであることを意識しながら、改善に向けた協議を行い、引き続き代金の支払方法の改善を求めていく。

- ・支払いを現金払とすべく現金払比率の改善に努められていること。
- ・支払方法について、現金払の際の振込手数料や、電子記録債権及びファクタリングにより製造委託等代金を支払う際の発行手数料等のコストについて、中小受託事業者の負担とすることがないように、製造委託等代金の額についてこれら手数料等を勘案した協議がなされていること。また、手数料等のコストについて具体的に検討できるように、製造委託等代金の額並びに手数料等のコストが分けて示されていること。
- ・手形払の禁止や、現金及び手形以外（電子記録債権及びファクタリング）の支払手段で支払期日までに現金化が困難なものの禁止が取適法に規定された（取適法第5条第1項第2号関係）ため、同規定を遵守すること。なお、支払期日とは、

検収の有無にかかわらず、委託事業者が給付を受領した日から60日以内である（取適法第3条）。

- ・ 中小受託事業者との合意の有無にかかわらず、代金を中小受託事業者の銀行口座へ振り込む際の手数料を中小受託事業者に負担させ、代金から差し引くことは、製造委託等代金の減額にあたる。
- ・ 手形払等の禁止について、サプライチェーン全体で目指すこと。
- ・ 取適法対象取引以外の取引についても、サプライチェーン全体の取引適正化のために、取適法対象取引と同様の支払方法により行うよう努めること。また、支払手段が電子記録債権及びファクタリングの場合において、その現金化が取適法で規定する支払期日を超える場合には割引手数料を委託事業者負担とするよう努めること。
- ・ 支払手段を現金払いに切り替えることを前提として、電子的決済手段（ネットバンキングによる振込）に対応できるよう積極的に取り組むこと。

4. 知的財産・ノウハウの保護

知的財産・ノウハウ（以下、「知財」という）は企業の競争力の源泉である。自社の知財を認識し、戦略的に知財の活用・保護を進める必要がある。素形材事業者自身も知財の活用・保護について知見を蓄積するとともに、取引先と十分に協議を行い、適切な秘密保持契約を締結する等の取組を進める。

（実施事項）

- ・ 知的財産取引ガイドライン及び契約書ひな形（令和3年3月、中小企業庁）（https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/torihiki/chizai_guideline.html）も参考にしつつ、取引先と十分に協議を行い、双方の同意のもと、公正かつ適切な知財管理が行えるよう改善を求めていくこと。
- ・ 取引先との機密保持契約の締結、転用に関して承諾を得るべきことを盛り込んだ基本契約等の締結、範囲や期限を明確化した上での従業員・退職者の守秘義務の徹底が図られていること。
- ・ 図面等の移転や特許出願等が想定される場合には、契約（取適法の「発注内容等の明示義務（取適法第4条）」も含む。）において可能な限りその条件を明確化すること。
- ・ 型を返却する場合は、ノウハウ流出が起らないよう取引先に機密保持契約などの守秘義務の徹底を求めること。

5. 働き方改革のしわ寄せ防止

委託事業者が実施する働き方改革に伴い、委託事業者の管理書類の作成や納品時の手続など、従来は委託事業者が行っていたことを無償で依頼されたり、短納期化など納品方法の変更を依頼される事案も生じており、改善を図っていく。

(実施事項)

- 働き方改革に伴い、委託事業者から契約外のことへの対応や納品方法の変更等の依頼があった場合には、十分な協議を行った上で契約条件の変更等を行うなど、不適切なしわ寄せが生じないように求めていくこと。

II. 素形材産業取引ガイドラインの遵守

取引適正化の推進のため経済産業省が策定した「素形材産業取引ガイドライン」第2章「各取引における関係法規等と目指すべき取引方法及び実務上の優良事例」を参照しつつ、取引先と十分な協議を行い、公正な取引の実現に取り組む。

(実施事項)

先の4つの重点課題以外も含め、「素形材産業取引ガイドライン」第2章「各取引における関係法規等と目指すべき取引方法及び実務上の優良事例」を参照しつつ、取引先と十分に協議する。

- ①補給品の価格決定
- ②型等の製作・保管・廃棄・返却費用の負担
- ③分割納品、運送費用の負担
- ④原材料価格、エネルギー価格（電気・ガス等の燃料費）、労務費、修繕費、運送費等のコスト増の転嫁
- ⑤委託事業者の予算単価・価格による一方的な契約単価・価格の要求
- ⑥企業努力の適正評価（技術開発成果等を反映した価格形成）
- ⑦不利な契約条件の押し付け
- ⑧見積時の予定単価による発注及び発注内容の変更に伴う負担
- ⑨発注時の数量と納品数量の食い違い
- ⑩受領拒否
- ⑪代金の支払方法
- ⑫有償支給材の早期決済及び在庫保管
- ⑬図面・ノウハウの流出
- ⑭書面又は電磁的方法による明示義務
- ⑮子会社を使った取適法逃れ

<参考①>品質対応の適正化とSSA活動（自動車関連業界）の取組事例：持続可能な取引関係構築に向けて

<参考②>見積もり依頼に関する事例

<参考③>労務費等の価格転嫁交渉における団体協約の活用

Ⅲ. 取引先との協調・連携体制の構築

素形材産業の有する技術力やサービス力が委託事業者の技術力やサービス力に直結するものであること、また、素形材産業との円滑な関係が委託事業者の長期的な競争力に影響するものであることを認識の上、連携を長期的な観点から把握し、信頼関係を永続的に維持するよう努める。このため、受注側が協議の申し出を行いやすい環境の整備と、委託事業者側から率先的に協議の場を設けていく姿勢も重要である。

(実施事項)

- 生産性の向上に関する課題の解決に向けて、必要に応じ、取引先が開催する面談、事業所や工場の訪問、研究会といった機会に積極的に参加していく。また、自身も取引先との面談、事業所や工場の訪問、研究会の開催等に努める。
- 働き方改革の推進を阻害し、不利益となるような取引が行われないように留意すること。
- 自社がサプライチェーンの一員であることを意識し、必要に応じて、事業承継計画の策定や事業引継ぎ支援センターの活用その他の方法により、事業継続に向けた計画的な取組を行うものとする。
- 振興基準において、取引上の問題を申し出しやすい環境の整備として「年一回の価格交渉等中小受託事業者による定期的な協議の申し出があった場合には、これに応じるものとする」とされたことを踏まえ、取引先に対し、取引上の問題について積極的に協議を行うこと。
- 政府が創設した「パートナーシップ構築宣言」の仕組みに参加し、積極的に取引適正化に向けて取り組むこと。

IV. 教育・人材育成の推進

素形材産業において、「未来志向型の取引慣行に向けて」や運用基準の強化、振興基準の改正、「素形材産業取引ガイドライン」等の考え方、内容を理解し、これらを活用できる人材の育成に努める。

(実施事項)

- 運用基準、振興基準、素形材産業取引ガイドラインを踏まえ、積極的に取引先と取引適正化に向けた協議ができるよう、社内マニュアルやテキストの整備、見直しを行っていく。
- 社内において勉強会、研修会を実施するとともに、工業会等が実施する講習会等を活用し、素形材産業取引ガイドライン等への理解を深める。

V. 普及啓発活動の推進

サプライチェーン全体での適正取引の推進については、需要先における様々な適正化に向けた取組が重要なが、素形材企業もサプライチェーンの中で、自ら適正取引を実行するとともに、取引先、同業他社に対しても、適正取引の普及啓発に努めるものとする。

(実施事項)

1. 企業における取組

- ・適正取引に向けた重点5項目（価格決定方法の改善・適正化、型等管理等のコスト負担の改善、支払条件の改善、知的財産・ノウハウの保護、働き方改革等に伴うしわ寄せ防止）をサプライチェーン全体に浸透させるため、自ら、説明会や工業会等が実施するセミナー等への参画等を通じて適正な価格改訂のあり方や補給部品生産制度等について、習熟するよう努めるとともに、中小受託事業者に対しても周知徹底を図る。

2. 工業会等における取組

- ・関係法令、素形材産業取引ガイドライン、自主行動計画、パートナーシップ構築宣言等の普及に向け、各種のセミナー等の開催を実施していく。
- ・適正取引の推進に向けたベストプラクティスの共有を引き続き進めていく。
- ・製造委託等代金の支払方法を手形等から現金払へ移行を図るため、以下の状況も踏まえ、会員企業における支払いの現金払化を促す継続的な周知・徹底を図っていく。
 - i) 手形払の禁止や、現金及び手形以外（電子記録債権及びファクタリング）の支払手段で支払期日までに現金化が困難なものの禁止が取適法に規定された（取適法第5条第1項第2号関係）ため、同規定を遵守すること。なお、支払期日とは、検収の有無にかかわらず、委託事業者が給付を受領した日から60日以内である（取適法第3条）。

3. 生産性・付加価値向上に向けた取組

- ・工業会等は、経済産業省、素形材センター等と連携して、素形材産業技術賞表彰、各種技術講演会等の実施により、素形材企業の生産性向上に取り組む。
- ・定期的なフォローアップ調査の実施に当たり、素形材企業が取引先と協働で実施している付加価値向上に向けた取組事例（優良事例）を収集し、共有を進める。

VI. 定期的なフォローアップ、PDCAの実行

適正取引の推進には、需要先の積極的な協力・取組が必要不可欠であるが、素形材産業としても、自主行動計画や素形材産業取引ガイドラインに掲げた精神を社内に定着、自らの取組につなげていくことが重要である。そのため、中小企業庁／経済産業省が定める業種横断的なフォローアップの指針を踏まえ、自主行動計画を毎年フォローアップすることにより、実施状況を評価し、PDCAサイクルにより各企業の取引の改善につなげていく。

(実施事項)

- ・自主行動計画に掲げた事項が確実に実行され、浸透するよう、工業会等は、経済産業省と連携して会員各社へのアンケート調査、他団体との対話等を通じ、定期的にフォローアップを行い、会員各社に周知する。
- ・定期的なフォローアップの実施にあたっては、素形材産業取引ガイドラインのフォローアップのための調査や会合等を積極的に活用、連携する。
- ・政府が創設したパートナーシップ構築宣言の仕組みについて、会員企業代表者あてに宣言の実施を促す要請文を発出するなど、本仕組みの取組を促進する。また自主行動計画のフォローアップに併せて参加状況を把握する。

令和7年12月1日現在

会員企業におけるパートナーシップ構築宣言企業の割合 23%

(うち資本金3億円を超える企業における宣言の割合4%)

- ・フォローアップの結果に基づき、工業会等、その会員企業でPDCAサイクルを回し、会員各社の適正取引の推進活動を後押ししていく。

以上

附則

特に集中的に実施すべき事項

1. 価格交渉

① 各社において実施すべき事項

- ・令和8年1月施行の取適法において、協議に応じない一方的な代金決定の禁止が規定されていることを踏まえ、取引先と十分な協議を行うこと。
- ・労務費、原材料費、エネルギー価格（電気・ガス等の燃料費）、修繕費、物流費等の上昇分について、定期的な協議以外の時期であっても可能な限り遅滞なく協議に応じることとし、受注側の適正な利益を含むものとして十分に協議して決定する。特に原材料費やエネルギーコストの高騰があった場合には、適切なコスト増加分の全額転嫁を目指すこと。
- ・労務費の価格転嫁については、政府の「労務費の指針」の「留意すべき点」を遵守し、「発注者及び受注者として採るべき行動/求められる行動」に沿って適切に対応すること。
- ・協議結果をエビデンスとして記録し保管する。

② 各社において実施しない事項

- ・十分な協議を行うことなく、発注側が意図する取引対価を受注側に押し付けること（労務費等のコスト上昇に伴う価格転嫁を考慮せずに、発注者側が一方的に取引対価を決定することなどを含む）。

2. 支払条件

① 各社において実施すべき事項

- ・手形払の禁止や、現金及び手形以外（電子記録債権及びファクタリング）の支払手段で支払期日までに現金化が困難なものの禁止が取適法に規定された（取適法第5条第1項第2号関係）ため、同規定を遵守すること。なお、支払期日とは、検収の有無にかかわらず、委託事業者が給付を受領した日から60日以内である（取適法第3条）。
- ・可能な限り速やかに現金払、電子記載債権や一括方式への移行を図ること。
- ・取適法対象取引以外の取引について、サプライチェーン全体の取引適正化のために、取適法対象取引と同様の支払方法により行うよう努めること。また、支払手段が電子記録債権及びファクタリングの場合において、その現金化が取適法で規定する支払期日を超える場合には割引手数料を委託事業者負担とするよう努めること。

3. 型等取引

① 各社において実施すべき事項

- ・型等の保管状況を取引先に確認し、双方で話し合い、保管・廃棄の方針、保管料・廃棄料の負担ルールを速やかに決めること。

② 各社において実施しない事項

- ・ 当事者間で十分な協議を行うことなく、発注側が意図するルールを受注側に押しつけることや、口頭での指示など書面によらない方法で行うこと。

以上